

令和4年度 佐世保市人権施策審議会

日 時	令和4年11月28日(月) 18:30~19:40
場 所	佐世保市役所 1階 イベントホール
出席者	<p>〔審議委員〕 藤原委員、秋山委員、梅田委員、溜委員、千北委員、松崎委員 ※欠席：長野委員、古川委員、斐委員 ※委員数 9名のうち半数以上(6名)の出席があるため会議開催可。(条例 24 条)</p> <p>〔事務局〕 中西部長、坂口課長、松尾係長、川崎主査、田川主幹(学校教育課)</p> <p>〔傍聴者〕 なし</p>
議 題	1. 令和3年度人権教育・啓発基本計画の実施状況について
資 料	1. 会次第 2. 座席表 3. 委員名簿 4. 佐世保市人権教育・啓発基本計画令和3年度実施状況報告書(事前配布) 5. 佐世保市人権教育・啓発基本計画における人権問題と関係する計画、所管課一覧 6. 各人権問題、課題8~課題12 7. 「佐世保市人権教育・啓発基本計画令和3年度推進状況」に対する人権施策審議会委員からの事前質問 8. 令和3年度長崎県人権教育中央研修会実施要項
内 容	<p>1. 開会</p> <p>2. 挨拶 事務局挨拶(中西部長)</p> <p>3. 議事 議題(1) 佐世保市人権教育・啓発基本計画の実施状況について</p> <p>第2章 人権問題の現状と施策の方向性</p> <p>1. 女性に関する問題</p> <p>【質問票：マタニティハラスメント防止について啓発・広報はなされていますか。】 事務局：マタニティハラスメント防止に特化した啓発は行っておりませんが、女性の人権に関することを市のホームページで紹介しております。</p> <p>【質問票：「生理の貧困」の問題について、市で取り組まれていることがありますか。】 事務局：昨年度は、今年の2月に開催いたしました「2022 スピカまつり」で「生理の貧困プロジェクト」として、パネル展示や来場された方へアンケートを実施し、ナプキンの配布を行いました。今年度から、スピカと女性相談室で必要な方に対してナプキンの配布を実施しております。また、長崎県立大学の学生のご協</p>

内 容

力を得て、学内における「生理の貧困」に関する調査・研究を実施してもらい、その成果を10月に開催いたしました「第22回男女共同参画都市させぼの日」で発表をしていただいております。

2. 子どもに関する問題

【質問票：他県の通園バス置き去り事件後、佐世保市として利用実態を調査したり、安全管理指導や助言を実施されましたか。】

事務局：本市では10～11月にかけて、市内の保育所等に対して国の調査項目に基づき実地調査を行っています。実地調査の際に、必要に応じて安全管理対策に係る指導、助言を行っております。今後、送迎バスの管理を含め、保育所等の安全管理に関する国の指針等が、年末までに示される予定となっており、今後それをもとに具体的な安全管理指導、助言を行っていくこととしております。

【質問票：要保護児童の支援が必要かどうかが発覚するのは、どのような経路が多いですか。】

事務局：子ども子育て応援センターでは、相談を受け付けた事例のうち、支援対応について所内で検討した方が良い場合は、週1回の定例ケース会議で協議しています。相談経路は、家族のほか、関係機関においては、児童相談所、学校、警察等が多いです。

3. 高齢者に関する問題

【質問票：高齢者や家族に聴覚障がい者がいる場合の相談対応はどのようにされているでしょうか。（手話で対応できる職員の配置など）】

事務局：窓口での相談対応については、筆談で対応しています。介護予防・生活支援サービス事業で、手話通訳者の予算は確保しており、必要に応じ対応できるようにしています。

4. 障がい者に関する問題

【質問票：相談件数のカウントについてのバラつきはどのようなものですか。また、どのように統一していく計画ですか。】

事務局：毎月の活動報告書の相談件数について、簡易なお尋ねを相談件数にカウントしている事業所、カウントしていない（と思われる）事業所があり、事業所の規模以外の理由での件数の差が生じている状況です。相談支援事業委託開始時に、明確なカウント方法の提示をしていなかったと思われるため、現在各事業所に聞き取りをし、カウントの仕方を明確に依頼できるよう再考している状況です。

5. 同和問題

【質問票：部落差別解消推進法の周知は進んでいますか。】

<p>内 容</p>	<p>事務局：本市職員に対しては、新人職員研修の中で「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）を取り上げ、周知を進めております。「同和問題」につきましては、「民生委員・児童委員活動の手引き」にも記載し、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行をお伝えしています。また、本市ホームページで情報を発信するほか、年に1回は同和問題についての記事を広報させばに掲載し、啓発を図っているところです。</p> <p>【質問票：インターネットを通じて同和地区出身者に対する誹謗中傷が問題になっていますが、質問や相談等が寄せられていますか。】</p> <p>事務局：現在のところ、質問や相談は寄せられておりません。</p> <p>6. 外国人に関する問題</p> <p>7. HIV感染者、ハンセン病患者等に関する問題</p> <p>第3章 人権教育・啓発の推進</p> <p>1. あらゆる場における人権教育・啓発</p> <p>（1）学校等</p> <p>（2）家庭、地域社会</p> <p>8. 原爆被害者に関する問題</p> <p>9. 犯罪被害者等に関する問題</p> <p>10. インターネットによる人権侵害に関する問題</p> <p>11. 北朝鮮当局による拉致問題等</p> <p>12. その他の人権問題</p> <p>会 長：ただいま、事務局からご説明がありました内容について、ご質問、ご意見等はありませんでしょうか。</p> <p>ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いしたいと思います。</p> <p>委 員：私が質問をしておいたことで、最初に2つあったんですが。</p> <p>1つは人権男女共同参画課の質問ということで、マタニティハラスメント防止について啓発・広報はされているかということ。2020年男女雇用機会均等法が改正された時に、マタニティハラスメントに関する項目が、新しく追加され</p>
------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

内 容

ています。ところが、なかなか地方の取り組みが見えてこないという思いがあったので。社会的にもいろんな忙しさがあり、産休を取るとか、そういった方々が、つらい思いをされているのではということ。また、社会的な要求というか、問題があって、この改正・均等法で、新しく取り入れたということがあると思いますので、こういう事を私たちもしっかりと考えていかないといけないのかなと思い、質問させていただきました。今後の取り組みとして、何らかの動きがあったらいいなと思っています。

2つ目の生理の貧困の問題について、もうずっと新聞やニュース等で取り上げられて、その人達のことをたくさん耳に入ってきているのですが、実際に本当に困ってる人は生理の時に生理用品が手に入らずに、ティッシュで対応したりとか、とても生活に不便と思われます。私が男性なので、生理用品等がないという状況がどれほどつらい状況なのかということがわからないんですけども。おそらく、女性の方にはお分かりになれるかな。それはとても辛い状況に立たされるのではないかと思ったときに、この取り組みは、行政としての取り組みが必要なのかなと思いました。

今説明してもらった通り、スピカまつりとか、男女共同参画都市させぼの日で取り組みがなされていることを聞いて、私が知らなかったんだと思って、良かったなと思っています。しかし、これがそういう困ってる人すべてに届いているのかというとそうではない。ごく一部の人にしか届かないことであると思うので。何か市でこういう事に取り組んでます…、例えば、市役所に来たら窓口で生理用品を受け取ることができますとか、そういう事があったら、多くの市民が救われるのではないかと思いますので、今後検討をしていただけたらなと思っています。

会 長：他にご質問、ご意見はございませんか。ないようでしたら、次に課題（2）その他の意見交換に移りたいと思います。時間が限られますので、それぞれ15分程度を目途にできればと思います。

まず、「いのちを見つめる強調月間」の取り組みについてですが、委員からのご提案で、いのちを見つめる強調月間にはどのような取り組みがあり、委員の周囲でそれらの取り組みがどう影響していると感じるかを伺いたいということですが、まず、事務局の方から、どのような取り組みが行われているか、概要説明をお願いいたします。

事務局：「いのちを見つめる強調月間」は教育委員会で取り組んでおります。平成16年6月1日に大久保小学校で起きた事件を契機に、毎年6月1日から6月30日を「いのちを見つめる強調月間」と定め、佐世保市内の小中学校、義務教育学校で、様々な取り組みが行われます。各学校共通で行われる取り組みとしては、6月1日「いのちを見つめる日」に「いのち」に関する校長講話を行

います。また、強調月間期間中、各学校が設定した1週間を「学校開放週間」として、地域や保護者へ教育活動を公開し、この間に全学級で道徳の授業を公開しています。

このほか、各学校ごとの取り組みとして、強調月間期間中に地域の方との交流行事を行ったり、車いす体験等の福祉体験学習や田植え体験、平和集会や芸術鑑賞なども行われています。

さらに、教育委員会学校教育課では、6月の第3または第4土曜日にアルカスSASEBO大ホールで「いのちを見つめる講演会」を開催しております。

取り組み概要としましては、以上です。

会 長：取り組みの概要について、事務局の方からご説明がありましたが、委員からご提案理由などをお話していただいて、意見交換を行いたいと思います。よろしくをお願いします。

委 員：私が今回このいのちを見つめる月間について聞いたのは長崎に来てからで、私は転入してきたので、長崎の実際の事件があった当時にはいなくて。今、子どもが小学校に通っているの、いのちを見つめる月間っていうのを実施しているのが、すごく最初は不思議でした。どういった理由でなったのかっていうのは分からず、普通に小学校のうちに、いのちについて考える期間があるのはいいことだなと感じていました。それのもともとが、すごく重いものと聞かされた時に、その講話があったとか、学級での道徳とか先生に任されたりするのかなと思うのですが。子どもたちの話を言えば、いのちは大事、平和はいい、喧嘩はしないほうがいいというのは、よくよく話に出てきてよく解っています。でも、実際に、相手を攻撃するような言動を見聞きしたり、それを見聞きして学校に行きたくないと言ったりするので、その話だけになるのはちょっともったいないなっていう思いがすごくあります。今聞いて、車椅子体験だったり、田植えとか地域の方の連携という例示があったんですが、そういう体験を学校サイドだけに、任せるのではなく、出前講座の利用の仕方だったりとかで、もう少し子どもたちと対話しながらできないのかなというのがすごく思いとしてあります。お話を聞くのは子どもたちは上手だし、それで多分正解をいうのも上手なんです、それが本当に繋がってるのかなというのが少し教育委員会の方とかの連携がもう少し入り込んだところで実施してもらえたらというのが少しありましたので、今回の意見交換に提案しました。自分と違う人を攻撃するのではなく、自分と同じ地域に住んでいる同じ学年の人でも大事にできる、雑に扱わない、ということを活かして、もう少し伝えていけたら良いなと思います。具体的に案があるわけではありませんが、聞きたかったので。体験も、車椅子体験って言われた時にはなるほどと思ったんですが、そこから田植えだったり他のことっていうのは、それがどう繋がるのかが、繋がりが見えな

いと思いましたが。他の方の、身近なところでの活動とかを教えていただけたらと思います。

会 長：今の発言に対しまして、皆様の方から何かご意見、或いは追加したいこと、そういったものがあれば、よろしく願いいたします。

事務局：せっかく参加してますので、学校教育課の立場として参考にはならないかもしれませんが、お話をさせていただきたいと思えます。今お話がありましたように、まず道徳ですが、やはり正解を求める授業というのは、教育委員会としても、最後教師がこうだよねと、教師が正解を念押しするような授業はしないように伝えてあります。私たちも学校訪問などで、特に3年未満の若い先生の1時間授業を見て、その後1時間位で話をするんですけど、その中で、やはりそういうところを確認しております。

子どもたちが、今、特に対話的な学びというのを各学校で行われてると思えますが、そういう中でいろんな考えに触れ、自分の生活の行動を振り返り、自分は今こんなところを見直さないといけないというふうな、自分を振り返りながら友達の意見にも触れながら、自分の行動を見つめ直すというあり方が今求められています。これは前からそうなんです、特にそういうふうに使われていますので、そこは今後、重点的に、学校教育課として、先生方にも周知していかなければいけないというふうに今聞きながら思ったところです。

あと、体験のことですが、確かに田植えとか様々な体験を教育委員会としても、この月間だけに特化して何か体験をさせてくださいってことは言っておりません。特にこの1ヶ月は強調月間で取り組んでいます、年間を通して、いのちを育む教育をということで、周知してるところです。体験をイベント的にして、まあしたね、よかったね、終わったねというふうな扱いするのは非常にもったいないと思えます。その体験をするにあたって、どんなことを自分たちが課題として取り組むのか、そして終わってからも、それを、今後の生活に例えば福祉体験があればどう活かすのか、稲刈りをして、それを自分たちの生活にどう活かすかっていう、次をしっかりと考えないと、体験して終わって、いい体験ができましたねと、ひょっとしたらそこで終わってるところもあるのかもしれない。やっぱりそこまでしっかり、繋げていく必要があるのかなと、今話を聞きながら思ったところです。

教育委員会として、何かこう取組をということですが、この取組については、学校の地域性や、子どもの実態に応じて取組を考えてるところがありますので、特にこれを絶対してくださいというのは、先ほどあった6月1日の校長講話、道徳の時には必ず公開をするというのはありますが、中身について具体的にこれを絶対してくださいというような取組は、現在のところしておりません。

会 長：他にご意見はございませんか。

委 員：私の所属が、私自身も小学校教員で、所属として佐世保市人権教育研究会で、教員で作っている組織ということもあります。

やはり、この「いのちを見つめる強調月間」、人権教育と非常に密に関わってくると思います。道徳教育をするってということも、もちろんそれでいいと思うんですけども、他にも、子どもたちの自尊感情を高めるとか、居場所を作るとか、そういった目標を持っていたと思います。その辺が、しっかりなされていることが大切と私たちは考えていて、例えば、中学校において教室に入れないう子どもは、結構数的に多いんですが、そういった子どものために、サポートルーム、いろんなところの部屋というような、一つのステップとしての部屋を用意して、子どもも少しゆっくり過ごせる部屋を用意するというふうなことを取り組んでいる学校もたくさんあります。ただ、そこで子どもをあんまりゆっくりさせすぎると、教室に行きたくなくなるという教員側の心配から、そういったサポートルームにちょっと厳しくしてしまって、その挙げ句に結局は家庭から学校へ再度来れなくなるというようなことがあってるようなので、子どもの居場所というところを、家庭、学校、そしてそういった学校の中のサポートルームとかを充実させていくことも必要なのかなと思います。小学校も、なかなかそういう部屋を入れずに、教員の方も足りないので、保健室であったり、会議室を少し改良してみたいなこともやっているんですが、なかなか教員の対応が難しいところもあります。そういった取り組みを各校でしていって、居場所づくりとか、そこで自信をなくした子どもに、自信をつけさせるということが必要なのかなと思っています。

学校で、子供たちの感情を高めるためにやられていることが、できるだけ褒めよう。何々ができたねとか、そういったこともあるんですけども。

自尊感情にも2種類あると言われていて、基本的自尊感情、社会的自尊感情と言われます。基本的自尊感情っていうのは、ありのままの自分でいいって思えるような、自分自身を本当に受け入れられるような気持ちが自尊感情で、そういったものをつけていくのはなかなか難しいんですけども、そこが大事ということです。社会的自尊感情というのは、できることとか、上手になることとか人と比べてできることを褒めるという、それで自尊感情を高めていくというものなんですけれども、それは、高まったところで一旦、また失敗すると、崩れてしまうような、そういった自尊感情でもあるので、やっぱり褒めることも大切ですけど、その子自身が自分自身を受け入れられるような、そういった取り組みっていうのは学校も必要だなというふうに思っています。

今の子どもたちの状況がどうかというと、とても厳しい状況です。経済的な格差も広がっていますし、本当に貧困の中で過ごしてる子どもがたくさんいま

す。

今、話題になっていますが、そういった子どももきっとたくさんいるはずですし、自信をなくして子どもの口から、死にたいという声が直接出てくるようなこともあります。だから、今、子どもの状況って、とって、厳しい状況で、大久保の事件。これが18年前ですかね。その10年後、今から8年前に、高1の同級生事件が起こってますけども、全く状況が良くなったとは言えない、逆に悪くなってるんじゃないかなとさえ思えるような、子どもの様子が見られます。果たして私たちがですね、年数で考えると、2年後が、高1同級生の事件から10年です。区切りとなるようなところをしっかりと見ていってるのか。子どもたちの心を本当に見つめて、子どもたちが自分のいのちを大切にできるような、いのちは大切ですよって教えるだけではなくて、本当にあなたたち一人一人のいのちが大切なんだよって言えるような、そういった教育ができていくのかっていうのが、試されてるような、そういう感覚を持っています。

会 長：非常に重たい問題かなというふうに思っております。私は全く教育には関係していないので分からないことがたくさんあるんですが、本当に、またこれも皆さんでしっかりと考えていかなければいけないなと思っております。

引き続きまして、次に、パートナーシップ宣誓制度についてということで、委員の方から意見交換のご提案をされておりますので、提案理由などをお話いただいて、意見交換を行いたいと思います。

委 員：このパートナーシップ宣誓制度については、以前この審議会で議題に上がって、その時にたくさんの資料をいただいています。令和2年度の導入状況であったり、県内で長崎市が導入してますので、その長崎市がどのような導入の仕方をしているか、この中で、これは進めていかないといけないということで、皆さん賛同されて、進めていっている途中だったのかなと思うんですけども。それがストップしているということに対して、ちょっと残念だというふうに思っています。当時の資料によると、長崎市は令和元年にパートナーシップ宣誓制度を導入して、それから令和2年にかけて、59の自治体で導入が進んでいるんですね。その後、令和3年・令和4年で自治体が増えていると思うんですが、もうすでに、国民の半数以上は、宣誓制度によってカバーされているというお話を聞いています。ということは、逆に宣誓制度によってカバーされていない国民の方が、逆に少数というふうなことになるって、私たち、逆にこれ取り組んでるんですよっていうことを言えない。逆に、やってないんですかって言われてしまうような状況に佐世保市が立たされてしまったなと思っているところで

このパートナーシップ宣誓制度が導入されているのかいないのかで、その市が、人を大事にしている、していないっていうことが、見る指標になっているよう

なところがあるんじゃないかなと思います。先程の説明によると、まだもうちょっと様子を見てと、説明されたわけですけども、私、個人的な意見では、そんなこと言ってる場合じゃないというのが正直なところで、もう、今から取り組んで、今年度中、来年度中にも難しいと思えば、もう早急にやるべきじゃないかなというふうに思っています。

会 長：パートナーシップ宣誓制度について、皆様からの色々なご意見があられると思いますので、ご意見を伺いたいとおもいますが、いかがでしょうか。なければ私の方から一つよろしいでしょうか。

実は、11月27日、福岡県と佐賀県が、パートナー制度の協定を結んだというのをNHKでやってました。その中で、ちょっと多分佐世保市が難しいなと思ってるところの原因は、例えば公営住宅であるとか、そういったものをどういふふうに変えていくかとかそういう技術的な問題・人的な問題、そういったのが非常にこう遅れている理由というふうになるんじゃないかと、私は勝手に推測をしてるんですけども。一応そういうことで、佐賀県と福岡県は協定を結んでおります。そして、佐賀県が全20市町村と連携をしております。福岡県の方が、全体で60市町村あるそうなんです、その中で32市町村とお互いにサービス提供をやるというふうなことで、協定が結ばれているそうです。

事務局の方から何かありますか。

事務局：おっしゃられましたように、まだ進んでないんじゃないっていうふうなところがあるかと思えます。こちらの方の進捗に関しましては、令和3年度におきましては、他都市の状況の情報収集をした状況です。令和4年に関しまして、今年度は、佐世保市議会の議員さん、それから、市の行政の部長職とか、そういったところでの意見交換とかを行っている状況です。

今後、佐世保市で導入した場合に、県内でも、そういった転勤とか、住所の異動とかいうようなことがあった場合に、要件等が違ったらまた利用者が再度申し込みをしないといけないとかいう負担もあるんじゃないかということで、県内で同一の制度を統一できないか、もしくは県の方で導入できないか。県の方で導入していただければ、県内の住民すべてがその制度を利用できるというふうなところもありますので、先週県の方にお伺いして、そういった取り組みの方も、こちらの方の意見を申し伝えたところです。

それを踏まえてといいますか、県の方から、来月あたりでも県内の市町が集まって意見交換をしたいというふうなことで、県の中で同じような足並みを揃えて取り組みができないかというふうなことで、来月意見交換を行いたいと思っておりますので、その中で前向きに検討できる、進められるものがあるのでは

ないかということで今動いているところです。

会 長：今、一生懸命、県内で来月位から何とかしようかというふうなことのようです。他に委員の皆さん、ご意見ありますか。

委 員：ぜひどんどん進めていっていただけたらと思うんですけども、自分の市がやってないのに、それを県に強く言えるのかということには疑問があります。例えば長崎市が県でやりましょうよってという話は説得力がありますけど、佐世保市もやっぱり同様に進めていくつもりでやっていって欲しいと思います。佐世保市も今もう取り組もうとしてますと言いながら、でも県でやったらどうですかというふうなことを、そういう進め方をお願いしたいなと思ってます。本来、国がLGBT法を作るといって、もう何年か経つわけですよ。性的少数者の方たちの存在っていうのは明らかなわけで、そういう人たちが自分の愛する人と結婚ができない。それが法的には認めてもらえなくて、できないという状況にあるということを考えて、それは絶対見過ごせないだろうと。差別でしかないと考えています。だから本当に積極的に取り組みを進めていかないといけないんじゃないかなというふうに思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

会 長：意見交換は、以上ということで、意見交換内容については事務局の方で人権施策推進の参考にしていただきたいと思います。それでは次に、議題2、その他の視察研修について、事務局から説明をお願いいたします。

視察研修について[人権教育中央研修会]

事務局：資料4をご覧くださいと思います。

今年の人権施策審議会の研修先として、長崎県が実施している、人権教育中央研修会の方に参加をしたいと思っております。お渡ししている資料が、昨年度開催された研修会の資料となっております。今年度はまだ県の資料が届いておりません。今年の開催時期だけが決まっております、令和5年の2月10日の金曜日に、長崎県の県庁が会場として開催されますが、同時に、オンラインWebexの方を使って、ハイブリット型で実施される予定となっております。皆様方、直接足をお運びいただくか、もしくはオンラインの方でご参加いただければと思っておりますので、後日改めて研修の詳細がわかり次第、ご案内させていただきます。申し訳ございませんが、予算が全員分確保できていない状況もございまして、まだご参加いただけていない方を優先した形で、人数調整させていただいて、研修の方にご参加いただきたいと思います。

ますので、ご理解の程どうぞよろしく願いいたします。昨年は Web の方で視聴をしたんですけども、とても勉強になるものでしたのでどうぞよろしく願いいたします。

会 長：視察研修の報告がございました。何か視察研修について、ご意見等がありますか。ありませんでしたら、ほかにご質問ご意見等ございませんか。

副会長：ぜひ今日紹介したいなと思ったものがありまして。学校教育課の主幹の方もお見えです。

今日は白南風小学校の人権教室に5名で行ってきました。今日は、3年生でした。やんちゃな3年生、最後まで聞いてくれるかなと思っていたんですが、すばらしかったです。ものすごく一生懸命に聞いておられました。目はね、もうスライドの方に、向いて姿勢も素晴らしかった。最後に、3年生の子どもさんが代表の挨拶をされました。今日の人権教室で学んだ感想をその場で書いて、そしてお礼を言ったんです。これまた、普段私たちが考えているような、そんな感想をいただいたのでとても感激しました。

何週間か前には、春日小学校で人権教室があり、同じ3年生でした。やはり一生懸命、聞いてくれました。その時には、保護者の方も70名位参加して、子ども向けなだけでなく、保護者さん達も一生懸命聞いてくれる。その中身は、コロナよりも怖いもの。要はひやかしか、いじめとか、お前のとこコロナなんだろうとかですね、そういうのが波及していくと、非常に、大きな問題になる、そういった話だったんですよ。

親子さんも一生懸命、聞いてくれる。やはりそういった積み重ねが、やはり、親から子へ、子から親、学校からいろんな繋がりが出てくるんだなと思いました。非常にこう、私達やってよかったなと思いました。

会 長：それでは、事務局の方から今後の事務の流れをご説明いただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

事務局：皆様、本日は貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。こちらの審議会の議事録につきましては、ホームページで公表を予定しております。議事録要旨の確認につきましては、会長の方へご一任いただくということでよろしいでしょうか。

委 員：お願いします。

事務局：ありがとうございます。それでは、議事録作成につきましては、会長にご確認いただいた後で、ホームページの方で公開させていただきたいと思っております。

す。よろしくお願いいたします。

会 長：それでは、ご質問・ご意見も出尽くしたようですので、これをもって、今回の議事を終了させていただきます。皆様、ごくろうさまでございました。ありがとうございました。

事務局：藤原会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、長時間にわたるご審議とご意見を、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、令和4年度佐世保市人権施策審議会を終了させていただきます。

8. 閉 会

以 上